

定期試験に関する注意事項

教務課

- 授業時間割と異なる曜日・時限で試験を実施する場合があります。
- 他曜日・他時限のクラスと合同で試験を実施する場合があります。
- 受験者数の関係で、教室を分けて試験を実施する場合があります。
- **試験時間割発表後にも実施日・教室等が変更される可能性がありますので、ポータルサイトの定期試験時間割情報を必ず確認して下さい。**
- 旧カリキュラム適用の学生で科目の読み替えのある学生は、Webシラバス(授業計画書)参照の上、試験科目・試験日時を確認して下さい。
- 自由科目や乗り入れ等で他学部他学科の科目を履修している学生は、その科目が本来開講されている学部・学科の試験時間割を確認の上、受験して下さい。
- 試験時間割は授業時間割と異なるので注意して下さい。(授業時間中に行われる試験は除く)

時 限	時 間
1 限	9:20～10:40
2 限	11:00～12:20
3 限	13:00～14:20
4 限	14:40～16:00
5 限	16:20～17:40
・科目によっては、60分の場合もあります	

時 限	時 間
6 限	18:00～19:20

- 受験の際には以下の事項を遵守して下さい。 ※ 試験当日は、学生証、ペンまたはボールペンを必ず持参して下さい。
 - ① 試験場においては、監督者の指示に従って下さい。
 - ② 試験場では、隣席との間隔をあけて着席して下さい。特に縦の列をそろえて前から順につめて着席して下さい。
 - ③ 試験場では、学生証を通路側の机の上に置いて下さい(学生証のない者は受験できません)。
 - ④ 学生証を忘れた時は、本館1階教務課で「試験用臨時学生証」の発行を受けた後に試験会場に入室して下さい。
「試験用臨時学生証」は当日のみ有効とし、当日の試験終了後直ちに教務課に返却して下さい。
「試験用臨時学生証」の発行手数料は500円です。
 - ⑤ 学生証・筆記用具・参照許可物・時計(スマートウォッチ等は使用不可)以外のものは、かばん等の中に入れ、監督者が指示する場所へ置いて下さい。
 - ⑥ 答案用紙には、学籍番号・氏名をペンまたはボールペンで記入し、監督者に学生証との照合を受けて下さい。
 - ⑦ 携帯電話・通信機器などの電子機器等は電源を切り、時計代りに机の上に置いて使用しないで下さい。また、時計のアラームは使用しないで下さい。
 - ⑧ 試験開始後30分以上遅刻した者は受験できません。また、40分以上経過しなければ退場することができません。
 - ⑨ 配付された答案用紙・その他の用紙類はすべて提出し、試験会場外に持ち出すことを禁止します。
 - ⑩ 受験したことを証明する「受験者票」には、ペンまたはボールペンで学籍番号・氏名を必ず記入して下さい。
 - ⑪ 試験中に不正行為を行った者には退場を命じ、以下の通り処分します。
 - ◎ 注意義務に抵触する行為を行った者…当該科目の試験を無効とします。(監督者の指示に従わない者など。)
 - ◎ 不正行為を行った者…当該試験期間中の試験をすべて無効とします。

【修学規程抜粋】

単位認定に係わる試験(以下「試験」という。)を受験しようとする者は、試験場において、次の各号に定める事項(以下「注意義務」という。)を守らなければならない。

- (1) 試験場においては、監督者の指示にしたがわなければならない。
- (2) 試験開始後 30 分以上遅刻した者は試験場に入ることができない。
- (3) 受験の際は、学生証を机上に置かなければならない。学生証を所持しない者は受験することができない。
- (4) 答案用紙には、学籍番号および氏名をペンまたはボールペンで明記し、監督者に学生証との照合を受けなければならない。
- (5) 特に許可されたものを除き、すべて携帯品は、監督者が指定する場所に置かなければならない。
- (6) 配布を受けた答案用紙およびその他の用紙類はすべて、監督者が指定する場所に提出し、試験場外に持ち出してはならない。

【修学規程抜粋】

試験に際して、次の各号のいずれかの行為を行った者は、不正行為者とみなし、学生証および答案を取り上げて退場を命じる。

- (1) 前条の注意義務に抵触する行為
- (2) 許可されたもの以外を見ること
- (3) 他人の不正行為を助けること
- (4) 不正行為を目的とするものを保持すること
- (5) 不正行為に係わる物的証拠を故意に隠蔽すること
- (6) その他不正行為とみなされること

2 不正行為を行った者に対しては、次の各号に従って処分を行う。

- (1) 前項1号の不正行為を行った者は、当該科目の試験を無効とする。
- (2) 前項2号から6号の不正行為を行った者は、当該試験期間中の試験を無効とする。
- (3) 不正行為を繰り返すなど特に悪質な者に対しては、学則第 48 条に基づいて懲戒処分とする。